

永平寺町吉野公民館条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第4号

永平寺町吉野公民館条例

(設置)

第1条 永平寺町公民館条例(平成18年永平寺町条例第76号)第1条に定めるもののほか、松岡吉野地域の社会教育及び農業振興の拠点として地域の活性化を促進し、もって福祉の増進に寄与するため、永平寺町吉野公民館(以下「公民館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
吉野公民館(ざおう荘)	永平寺町松岡吉野第25号18番地

(管理運営)

第3条 公民館は、永平寺町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理運営するものとする。

(事業)

第4条 公民館では、次の事業を行うものとする。

- (1) 地域振興、活性化対策及び農業経営等に関する研修会、講習会等の開催に関すること。
- (2) 各種団体、その他機関等との連携及び活動をする事。
- (3) 健康増進、レクリエーション活動等の開催に関する事。
- (4) 定期講座や料理実習等の開催に関する事。
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める事。

(使用の許可)

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に使用申込書を提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的として事業を行おうとするとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する事業を行おうとするとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持し、宗教的活動を行おうとするとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、公民館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の停止又は取消し)

第7条 第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は

使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用の停止をさせ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例の基づく教育委員会規則又は使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 公民館又は設備等を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公民館の設置の目的に著しく違反し、不適當と認めるとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 公民館の使用料は、別表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第9条 公民館を利用する者が、故意又は過失により公民館又は設備等に損害を生じさせ、原状の回復ができないときは、その者は、損害を賠償しなければならない。ただし、町長において必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

永平寺町吉野公民館使用料

部屋名	半日	夜間	1日
多目的ホール	2,200円	2,740円	3,960円
和室	1,640円	2,200円	2,740円
料理実習室	1,640円	1,640円	2,200円

備考 冷暖房使用の使用料は、2割増しとする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て。